

京都大学職員組合
2018年度 団体交渉申入予定要求事項

2018年10月12日現在

この団体交渉申入予定要求事項は、組合員からの要求集約の状況により項目が追加される場合があります。また、職員組合内の議論や予備折衝の状況により、複数の要求事項が整理されることや、団体交渉申し入れに至らない場合もあります。

1- 雇用安定化にかかる要求

- 1-1. 5年雇止め制度を撤廃すること。
- 1-2. 時間雇用教職員に比べ割高な費用を要する派遣職員の採用を縮小し、その縮小相当の費用を時間雇用教職員の5年を超える雇用継続や事務職員(特定業務)の増員に充てる方針を打ち出すこと。
- 1-3. 例外措置の取扱方針が2010年2月の理事通知より変更(厳格化)されていないことを改めて学内に通知すること。
- 1-4. 例外措置について、時間雇用教職員の雇用安定に資する全学共通の基準やガイドラインを示すこと。
- 1-5. 恒常的な業務に従事する特定職員は、期限の定めのない労働契約に転換すること。

2- 賃金にかかる要求

- 2-1. 教員・職員共に賃金水準を近隣大手私立大学並みに引き上げること。
- 2-2. 最低限、今期の人事院勧告の給与改善を早急に実施し、それ以上の改善を図ること。
- 2-3. 時間雇用教職員、再雇用教職員、事務職員(特定業務)、特定有期雇用教職員に通勤手当を支給すること。

3- 職種・雇用形態別の要求

- 3-1. 教員の要求
 - (1) 政府が示す「国立大学における人事・給与マネジメント改革」による教員の年俸移行を行わないこと。

3-2. 事務職員の要求

- (1) 定員削減を中止し増員を図ること。差し当たっては2013年度時点の定員を回復すること。

3-3. 技術職員の要求

- (1) 事務職員・図書館職員と同等の昇格・昇給改善を行うこと。

3-4. 図書館職員の要求

- (1) 異系職務への人事異動を行わないこと。
- (2) 「国立大学法人京都大学の組織」第12条に図書館職員を位置づけること。

3-5. 看護師の要求

- (1) 看護師に長日勤手当を支給すること。

3-6. 時間雇用教職員の要求

- (1) 常勤職員と同様の病気休暇を付与すること。差し当たり現在の無給10日間の病気休暇を有給で取り扱うこと。
- (2) 感染症に罹患の場合には出勤停止（有給）の取り扱いとすること。
- (3) 年次有給休暇の付与条件・付与日数を常勤職員と同様に扱うこと。

3-7. 事務職員（特定業務）の要求

- (1) 勤務年数や職能に応じた昇給を行うこと。
- (2) 一時金を夏季にも支給すること。

3-8. 有期雇用教職員の要求

- (1) 法人化後、日々雇用職員から承継した有期雇用教職員を定員に繰り入れること。
- (2) 無期転換を申し込んだ有期雇用教職員は、文科省共済適用者として取り扱うこと。